

営繕工事の労務費補正について

営繕工事における週休 2 日の工事費算定に必要な労務費の補正方法について下記のとおり定める。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、熊本県土木部実施設計単価表の工事関係労務費の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

	完全週休 2 日（土日）※1	月単位の週休 2 日 ※2
補正係数	労務費 1.02 現場管理費 1.01	労務費 1.02

※1 完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間（※3）内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。）で 2 日以上現場閉所（現場休息※4）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

※2 月単位の週休 2 日とは、対象期間（※3）において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息※4）を行ったと認められる状態をいう。

※3 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

※4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

(2) 市場単価等

市場単価と補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）「基準単価」「基準補正単価」とは、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、国土交通省「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A－1、表E－1及び表M－1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A－2、表E－2及びM－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日 及び 完全週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22